



平成 27 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 K e e P e r 技 研 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 好 通  
(コード番号：6036 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 鈴 置 力 親  
経 営 企 画 本 部 長  
(TEL 0562-45-5258)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 29 日開催予定の当社第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該変更のために定款の一部を変更するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう規定の新設を行うものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 27 年 9 月 29 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 27 年 9 月 29 日

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第1章 総 則</b> (商号)</p> <p>第1条 当社は、KeepEr 技研株式会社と称し、英文では<u>KeepEr Techn</u> <u>ical Laboratory Co.,</u> <u>Ltd</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (条文記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文記載省略)</p> <p><b>第2章 株 式</b> 第6条～第12条 (条文記載省略)</p> <p><b>第3章 株主総会</b> 第13条～第18条 (条文記載省略)</p> <p><b>第4章 取締役および取締役会</b> (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> &lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><b>第1章 総 則</b> (商号)</p> <p>第1条 当社は、KeepEr 技研株式会社と称し、英文では<u>KeepEr Techn</u> <u>ical Laboratory Co.,</u> <u>Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 &lt;削 除&gt; (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p><b>第2章 株 式</b> 第6条～第12条 (現行通り)</p> <p><b>第3章 株主総会</b> 第13条～第18条 (現行通り)</p> <p><b>第4章 取締役および取締役会</b> (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、15名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 &lt;削 除&gt;</p> <p>2. <u>前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 22 条～第 23 条 (条文記載省略)</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b>  第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文記載省略)</p> <p><b>(取締役会の決議の省略)</b>  第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p><b>(取締役会規程)</b>  第 27 条 (条文記載省略)</p> <p><b>(取締役会の議事録)</b>  第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><b>(取締役の報酬等)</b>  第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><b>(社外取締役の責任限定)</b>  第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b>  <b>(監査役員の員数)</b>  第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><b>(監査役の選任)</b>  第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第 22 条～第 23 条 (現行通り)</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b>  第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行通り)</p> <p><b>(取締役会の決議の省略)</b>  第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><b>(業務執行の決定の取締役への委任)</b>  第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p><b>(取締役会規程)</b>  第 28 条 (現行通り)</p> <p><b>(取締役会の議事録)</b>  第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><b>(取締役の報酬等)</b>  第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p><b>(取締役の責任限定)</b>  第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><b>第 5 章 監査等委員会</b>  &lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><b>(監査役の任期)</b></p>	
<p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<削 除>
<p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><b>(常勤監査役)</b></p>	
<p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<削 除>
<p><b>(監査役会の招集通知)</b></p>	<p><b>(監査等委員会の招集通知)</b></p>
<p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><b>(監査役会の決議の方法)</b></p>	<p><b>(監査等委員会の決議の方法)</b></p>
<p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><b>(監査役会規程)</b></p>	<p><b>(監査等委員会規程)</b></p>
<p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><b>(監査役会の議事録)</b></p>	<p><b>(監査等委員会の議事録)</b></p>
<p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p><b>(監査役の報酬等)</b></p>	
<p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<削 除>
<p><b>(社外監査役の責任限定)</b></p>	
<p>第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<削 除>
<p><b>第6章 会計監査人</b></p>	<p><b>第6章 会計監査人</b></p>
<p>第41条～第42条 (条文記載省略)</p>	<p>第36条～第37条 (現行通り)</p>
<p><b>(会計監査人の報酬等)</b></p>	<p><b>(会計監査人の報酬等)</b></p>
<p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第7章 計 算</b> 第44条 (条文記載省略)</p>	<p><b>第7章 計 算</b> 第39条 (現行通り)</p>
<p><u>(期末配当金)</u> 第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(中間配当金)</u> 第46条 当社は、取締役会決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定)</u> 第40条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p><u>(期末配当金等の除斥期間)</u> 第47条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 前項の配当財産には利息をつけない。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の実任に関する経過措置)</u> 第23回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</p>

以上